

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

池田町の人口は、昭和35年国勢調査の7,657人であった本町の人口は、減少の一途をたどり、令和2年は2,423人（減少数5,234人、減少率68%）である。この間、人口構造も大きく変化しており、特に高齢者の割合が44%に達し、全国及び福井県よりも高齢化が早く進行している。

また、産業構造は全国及び福井県と比べて、農林業や建設業、製造業の割合が高いことが特徴である。

本町の産業は、全体事業所のうち30人未満の事業所が95%に達しており、脆弱な中小企業・小規模事業所が大半を占めている。従業員数は平成18年の1,279人に対し、令和元年は495人に減少、高齢化も進んでおり、人手不足・後継者不足が課題である。

以上のことから、中小企業者の生産性向上を図ることにより、人手不足・後継者不足に対応した事業基盤を構築することが重要である。

(2) 目標

本計画により、町内の中小企業者の先端設備等の導入を促し、労働生産性の向上を推進し、地域経済力の活性化を目指す。このため、本計画期間2年間中に2件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

中小企業者による幅広い取組を促すため、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てを対象とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

対象地域は、広く中小企業者の生産性向上を実現するため、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

対象業種・事業は、広く中小企業者の生産性向上を実現するため、全てを対象と

する。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年、4年又は5年とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない、設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 町税に滞納がある場合は、先端設備等導入計画認定の対象としない。